

公 告

町有財産売却にかかるせり売りを実施するので、最上町財務規則（平成13年規則第7号）第9条に基づき、次のとおり公告する。

令和6年10月11日

最上町長 高橋 重美

1. せり売りに付する事項

- (1) せり売りの方法 せり売りにより、最上町が定める最低落札価格以上の金額で、最高の価格を宣言した者を買受人とする。
- (2) 売却する物件 物件①：三菱（キャンター） 1台
物件②：トヨタ（トヨエース） 1台
(車両の詳細及びその他状況等は別紙のとおり)
- (3) 引渡場所 山形県 最上郡最上町大字 2135 番地 前森牧場内
- (4) 売却物件の見学会について
物件の下見について希望される方は、令和6年10月23日午前まで申込する事。
下見可能日：令和6年10月24日 9時から16時まで
申込先 最上町役場 総務企画課 危機管理室まで（代表番号：0233-43-2111）
※見学会は電話で申込みすること。

2. せり売りの参加資格

次の各号全てに該当する町内に事業所を有する法人及び町内に住所を有する個人は参加資格をもつものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員ならびに暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者以外のもの
- (3) 市町村税に未納がない者
参加資格を持たない者のした宣言及び本せり売りに関する条件に違反した宣言は無効とする。

3. せり売りの場所及び日時

- (1) せり売り参加受付日時及び場所
日時 令和6年10月15日（火）から令和6年10月28日（月）まで
午前9時から正午、午後1時から午後5時（土日及び祝日を除く）
①せり売りの参加申し込みにおける提出物

- ・せり売り参加申込書（様式1）
- ・納税証明書（発効後1ヶ月以内のもので税の未納がないことがわかる証明書）
- ・暴力団排除に関する誓約書

申込書提出先：〒999-6101 山形県最上郡最上町大字向町644

最上町役場 総務企画課 財務行革推進室 まで（郵送又は持参）

(2) せり売り開催日時及び場所

開催日時 令和6年10月29日（火）13時30分から

開催場所 最上町役場 3F 大会議室

①受付時の提出書類

- ・委任状（様式2）（代理人が参加の場合）
 - ・本人確認ができるもの（免許証・マイナンバーカード等写真付きのもの）
- 確認後「番号札」を受領すること。

4. せり売り保証金及び契約保証金に関する事項

(1) せり売り保証金

せり売り保証金額は免除とする

(2) 契約保証金

契約保証金は免除とする。

5. せり売りの流れ及び留意事項

(1) せり売りの流れ

- ①せり売り開始価格は予定価格（税抜）に消費税及び地方消費税、リサイクル預託金を合計した価格とすること。
- ②参加者による金額の提示は、口頭で金額を宣言すること。
- ③入札金額は、千円単位とすること。
- ④金額を宣言する場合は、「番号札」を挙げ、執行者の指示の後、宣言すること。なお、一度宣言した金額は撤回できない。
- ⑤せり売りの開始時は、執行者が「番号札を挙げた者の中で最も若い番号の者」に金額の宣言を指示するため、その指示に従って宣言すること。以降、せり売り執行者の指示に従うこと。
- ⑥せり売り執行者が買受人の決定を宣言するまでの間に最高の価格を宣言したものを買受人とする。

(2) せり売りの無効

次の項目に該当するものが宣言した価格は無効とする。また、それ以降のせり売りの参加を禁止する。

- ①せり売り執行者の指示に従わなかった者
- ②せり売りの条件に違反した者

(3) 契約締結時期及び売却代金の納入期限について

落札決定後速やかに契約を締結し、売却代金を納入すること。

【契約締結時必要書類】

- ・契約書（当町で作成、記名・押印願います）契約書の印紙は不要
- ・個人の場合・・・運転免許書等本人確認書類の写し
- ・法人の場合・・・登記簿謄本等（登記事項証明書）の写し
- ・その他町長が必要とした書類

売却代金は契約締結後すみやかに納めるものとする。

売却物件の移動は当町において代金確認ができた以後とする。

（4）車両引渡について

売却代金の納入日より1ヶ月以内に売却物件を引渡すものとする。

※引渡しに伴う移動費用、解体積み込み等に要する落札後のすべての費用は落札者負担とする。

（5）その他注意事項について

- ・天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、せり売りの延期又はせり売りを取りやめることがある。
- ・売却物件は現状渡しとし、引渡後の不調や故障の補償は一切行わない。
- ・解体・積み込み・搬送・その他物件引渡に関する際の費用はすべて落札者負担とする。
- ・上記と同様に物件に関する変更手続き等の費用が必要な場合もすべて落札者負担とする。
- ・引渡し終了後、搬送中に事故等が発生した場合においても、最上町は一切の責任を負わないものとする。
- ・その他落札後に関する一切の費用について最上町は負担しないものとする。
- ・引渡の際は希望日を最上町役場 総務企画課 財務行革推進室まで連絡すること。
- ・対象物件は、経年使用に伴う老朽化等により用途廃止したものであり、買受希望者においては車両現状・せり売り条件を十分確認の上で参加すること。
- ・売却後の対象車両に対する最上町の瑕疵担保責任は負わないものとする。
- ・売却物件は現状渡しである。動作を最上町が確認しているものではなく動作を保証するものでもない。
- ・本公告に記載のない事項、および疑義がある場合については買受相手方及び、町との協議により決定するものとする。

（6）売却条件

- ・車両を解体処分する場合

買受人は、その責任において物件の解体処分を行うこと。なお、抹消登録等の分かる書類及び解体処分報告書（任意様式）に、解体状況が確認できる写真を添付し、引渡しの日から60日以内に最上町役場総務企画課まで提出すること。

- ・車両を保管し公道を運転しない場合

買受人は、その責任において物件の保管を行うこと。なお、一時抹消登録等の手続きを行い、手続き完了を証する書類を物件引渡後14日以内に最上町役場総務企画課に提出すること。

ボディ一文字の消去を行い、確認できる書類を14日以内に最上町役場総務企画課に提出すること。

- ・車両を再登録等（再利用）する場合

買受人は一時抹消登録等の手続きを行い、手続き完了を証する書類を物件引渡後 14 日以内に最上町役場総務企画課に提出すること。

契約者は、消防章・赤色蛍光灯・回転灯・サイレンアンプ等の撤去、ボディー文字の消去を行い、確認できる書類を 14 日以内に最上町役場総務課企画課に提出すること。

【問い合わせ】

せり売りについては、総務企画課 財務行革推進室（TEL0233-43-2111・内線 255）まで
物件については、総務企画課 危機管理室（TEL0233-43-2111・内線 282）まで

【対象売買物件詳細】

物件①

【消防積載車】

車 名：三菱（キャンター） 1 台
車体番号：FG538C420159
型 式：KC一-FG538C
総排気量：4.56L
燃料種別：軽油
車両総重量：4,395 kg
初年登録：平成 9 年 9 月
車検満了：令和 8 年 2 月 4 日
走行距離：8,195Km（令和 6 年 9 月 20 日時点）
リサイクル預託金：5,070 円

【車体寸法】

長さ：543 cm
幅：188 cm
高さ：260 cm

最低落札価格 ¥995,070 円（税込み・リサイクル預託金込み）

※バッテリー劣化、外装等欠品あり、走行・使用可。

車両前面



車両右面



車両後面



車両左面



車内





走行距離（令和6年9月20日時点）



【対象売買物件詳細】

物件②

【消防積載車】

車名：トヨタ（トヨエース） 1台
車体番号：LY2700002573
型式：KG—LY270
総排気量：2.98L
燃料種別：軽油
車両総重量：2790 kg
初年登録：平成15年11月
車検満了：令和7年11月27日
走行距離：4,925Km（令和6年9月17日時点）
リサイクル預託金：6,690円

【車体寸法】

長さ：478 cm
幅：169 cm
高さ：230 cm

最低落札価格 ¥391,690円（税込み・リサイクル預託金込み）

※バッテリー劣化、外装等欠品あり、走行・使用可。

車両前面



車両右面



車両右面収納



車両後面





小型動力ポンプ



車両左面



車両左面収納



車内





走行距離（令和6年9月17日時点）

